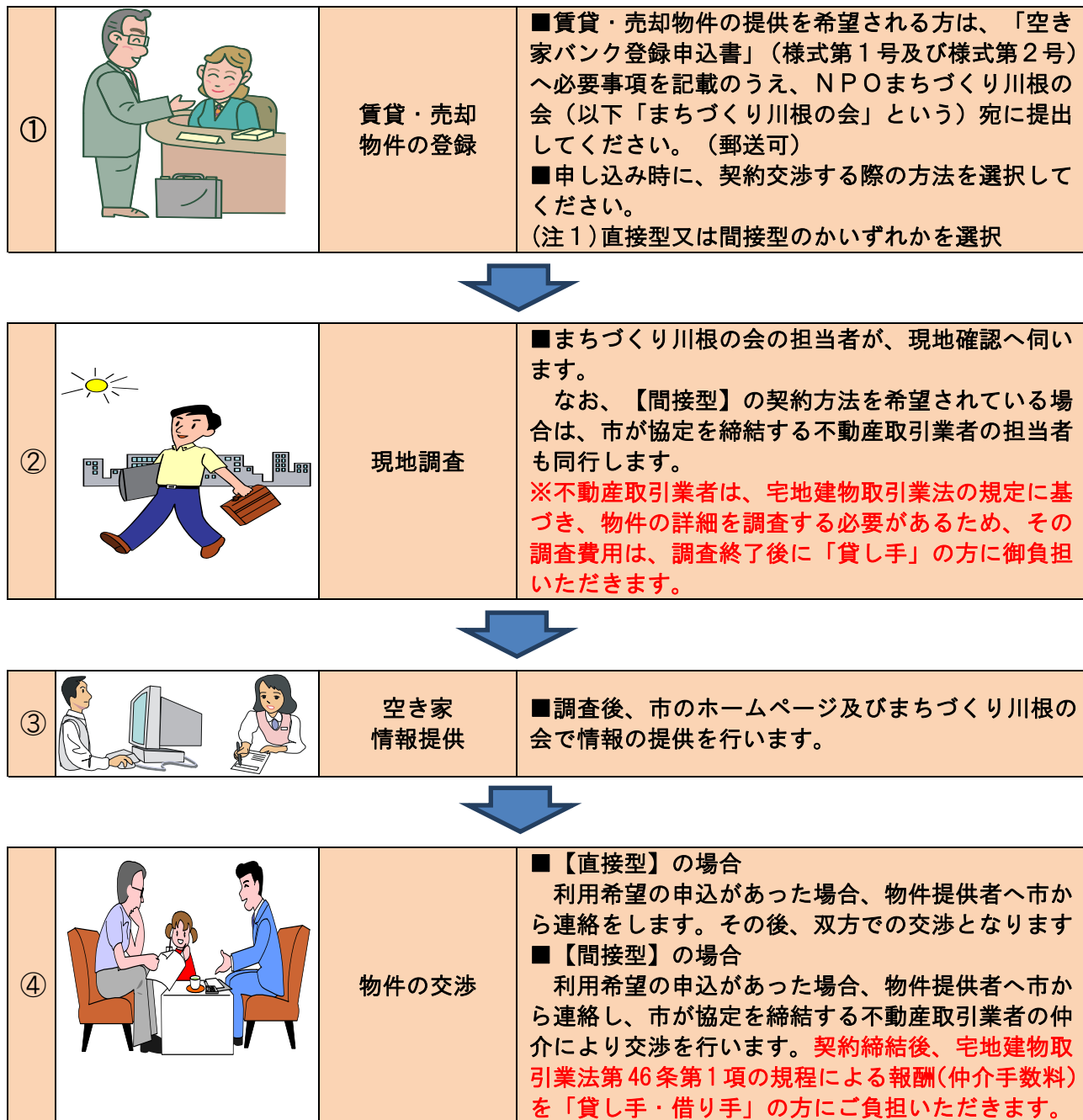


「空き家バンク」の流れ

■空き家を提供していただける方（貸し手・売り手）■



注1：契約交渉の際、「直接型（双方で直接行う方法）」と「間接型（市が協定を締結している宅地建物不動産取引業者に仲介を依頼する方法）」があり、申し込みの時に、物件の提供者が選択します。

注2：市は、売買または賃貸の仲介を行いません。
仲介を希望される場合は、市と仲介について業務協定を結んでいる不動産取引業者への依頼をお勧めしています。

注3：この制度は、市内の中山間地域の空き家等を賃貸又は売却を希望する所有者から物件情報の提供を受け、市の「空き家バンク」へ登録した情報について物件を希望する方へ提供を行うものです。また、本事業は、川根地域住民と市外住民の交流拡大及び移住・定住促進により地域の活性化を図ることを目的として実施しているものです。

■お問合せ先■

〒427-8501 島田市中央町1番の1
島田市役所地域生活部地域づくり課
TEL0547-36-7197 FAX：0547-34-1425